

議第201号

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

京都市長 松井孝治

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和7年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の177.5」とする。

(期末手当の内扱)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

提案理由

市会議員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。